

平成 27 年 死亡 災害 の 概要

滋 賀 労 働 局

平成 28 年 2 月 29 日 現在

番号	業 種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発 生 状 況
1	一般貨物自動車 運送業 4-3-1 (21名)	1月 11時頃	交通事故	運転手 30代	被災者は、配送先へ行くため4トントラックで名神高速道路上り線の走行車線を走行中、工事渋滞中の最後尾の車に衝突し、車両炎上により死亡(前方の3台の車両も玉突き事故)。天候は晴れ。急ブレーキの痕は無かった。極めて長い労働時間ではないが、改善基準告示をやや上回る労働時間が認められた。
2	建築工事業 3-2-1 (80名)	1月 8時頃	墜落・転落	作業員 30代	社会福祉施設の新築工事現場において、下請の労働者であった被災者は、1人で3階(高さ約12メートル)屋根の「水切り」の取付作業中に墜落し、頭部等を打ち死亡したもの。水切りの取付作業は未だ終わっていなかったが、被災の前々日から元方事業者は足場業者に依頼して当該屋根端の足場の解体に着手し、被災当日、被災者の墜落箇所の手すりなどの墜落防止措置がとられていない状況となっていた。
3	飲食店 14-2-9 (9名)	4月 2時頃	交通事故	運転手 20代	自動車で従業員を自宅へ送迎する業務に従事していた被災者は、従業員を送り届けたあと、店舗に戻る途中に、対向車線にはみ出し、対向車線を走っていた大型トラックと正面衝突して死亡したもの。
4	畜産業 7-1-1 (16名)	5月 8時頃	はさまれ・ 巻き込まれ	作業員 30代	被災者が、混合機を稼働させて牛に与える餌を作っていたところ、身体ごとスクリュウに巻き込まれ死亡した。災害発生時、被災者は、混合機の排出口から餌を排出する調整作業を行っていたものと推定される。
5	一般貨物自動車 運送業 4-3-1 (12名)	7月 4時頃	交通事故	運転手 40代	被災者は、京都縦貫自動車道路を運転中、パンクのために路肩に停車していたトラックに追突し、死亡した。パンクしたトラックはカーブを曲がった先の路肩によせて止められていたが、車体の半分以上は走行車線にはみ出した状態であった。
6	建築工事業 3-2-2 (7名)	9月 13時頃	墜落・転落	とび工 10代	高さ約6メートルの箇所で垂木(屋根を支えるための部材)の取付け作業を行っていたとき、垂木の端から落下防止ネットに落ちたが当該ネットが外れ、地上に墜落して頭部打撲により死亡したもの。作業位置と外れたネットの設置位置との垂直距離(落下高さ)が指針 ^{※1} により算出される上限値を超えていた。なお、被災者の保護帽は、損傷等がなく、あご紐が繋がった状態で被災者のそばに落ちていた。
7	印刷業 1-7-1 (250名)	9月 9時頃	激突され	作業員 50代	工場建屋内で、荷降ろしした後にバックで走行していたフォークリフトに、別室から出てきた被災者が激突され、頭部を打撲して死亡したもの。災害発生場所においては、フォークリフトの運行経路上への立入りが禁じられておらず、運転中のフォークリフトへの接触防止措置が講じられていなかった。
8	その他の商業 8-4-9 (2名)	12月 11時頃	飛来・落下	作業員 40代	被災者は、鉄板用のマグネットアタッチメントに交換した車両系建設機械で、鉄板(厚さ2cm、約1.6t)をつり上げた後、運転席を離れて鉄板に近寄ったところ、マグネットアタッチメントの磁力が切れ、落下した鉄板と地面との間に挟まれ死亡したもの。被災者は鉄板の高圧洗浄作業中であり、通常、磁力を切らず鉄板を接地して行うが、被災時に磁力スイッチは切られていた(スイッチを切ってから磁力が切れるまでの時間は約5秒)。

※本資料は、県内等での同種災害の再発防止に資することを目的に作成しています。
速報性を重視しており、今後、加筆・修正を行う場合があります。

※1 墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針